

告 示

○総務省告示第千二百二十一号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三條第七号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第百四十号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

第二項第四号を次のように改める。

4 設備規則第三條第五号に規定する指令局又は同條第六号に規定するデジタル指令局

○総務省告示第千二百二十二号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八條の三の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号(時計、業務書類の備付けを省略できる無線局及び省略できるもの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

第一項の表一の項中「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号)を「無線局根本基準」に改め、同表八の項中「八の項」を「九の項」に改め、同表十三の項中「九の項、十の項及び十一の項」を「十の項、十一の項及び十二の項」に改め、同表十五の項中「無線設備規則」を「設備規則」に改め、同表注一中「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」を「無線局根本基準」に改め、第二項の表三の項中「電波法施行規則」を「施行規則」に改め、第三項の表八の項中「無線設備規則第七條第十五項の簡易型携帯電話の基地局」を「設備規則第九條の四第三号口に規定するPHSの基地局」に改め、同表九の項中「無線設備規則第七條第十四項の道路交通情報通信を行うもの」を「設備規則第十四條の表十一の項(一)に規定する道路交通情報通信を行う無線局」に改め、同表十の項中「無線設備規則第七條第二十四項の(一)を「設備規則第五十七條の三に規定する」に改める。

○総務省告示第千二百二十三号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一の表21の項及び第二の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号(許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

第一項の表1の項中「電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」)を「第」に改め、同表の注及び第三項の表の注中「電波法施行規則」を「施行規則」に改め、第四項の表1の項中「無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第8号)」を「設備規則」に改め、第五項中「無線設備規則第七條第二項第一号」を「設備規則第三號第五号」に改め、同項の表2の項中「無線設備規則」を「設備規則」に改め、同表の注、第六項の表の注及び第七項の表の注中「無線設備規則」を「設備規則」に改める。

○総務省告示第千二百二十四号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第三号の19の規定に基づき、同規定を適用しない無線局の送信設備を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
なお、平成十一年郵政省告示第百七十八号(無線設備規則第七條第十項第二号本文の規定を適用しない無線局の送信設備を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

設備規則第五十七條の三の固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局のうち、一四二MHzを超え一七〇MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの送信設備

○総務省告示第千二百二十五号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四條第三項、第四十五條の二第一項第五号、第二項第五号及び第三項第四号並びに別表第三号の13の規定に基づき、衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
なお、平成二年郵政省告示第百七十二号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

一 衛星非常用位置指示無線標識は、次の条件に適合すること。
1 電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
2 自動的に船体から離脱させるための装置は、四メートルの水深に達する前に作動するものであり、かつ、独立して機能試験を行うことができるものであること。
3 手動により遭難警報を送出するための専用の装置は、独立した二以上の操作により作動するものであること。

4 通常の取付位置において、製造者名、型式名、製造番号、識別信号(海上識別数字及び船舶局識別)及び電池の有効期限が明確に判読できるように外部に表示されていること。
二 設備規則第四十五條の二第一項の衛星非常用位置指示無線標識は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。
1 人工衛星向けの信号にG・B電波四〇六・〇二五MHz又は四〇六・〇二八MHz及び航空機がホーミングするための信号にA・三X電波一一・五MHzを使用するものであること。

2 G・B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。
(一) 空中線端子を短絡又は開放しても故障しないこと。
(二) 故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前にその発射を停止できること。
(三) 周波数の変動(十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう)は十億分の一以下であること。

(四) 空中線電力は、五ワット(許容偏差は、(±)二デシベルとする。)であること。
(五) 四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、別図第一号に示す曲線の値とする。

六 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
(1) 構成は、別表第一号のとおりであること。
(2) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、最大四四〇ミリ秒であり、かつ、送信回数は一回であること。

(3) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。
 $G_1(X) = 1 + X^2 + X^7$
 $G_3(X) = G_1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^4)$
 $G_5(X) = G_3(X) \cdot (1 + X^2 + X^4 + X^6 + X^8 + X^9)$

(4) 伝送速度は、毎秒四〇〇ビット(許容偏差は、一パーセントとする。)であること。

- 3 A 三 X 電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。
 - (一) 航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものであること。ただし、前号の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断された後、再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は (±) 三〇 Hz 以内であること。
 - (二) 尖頭実効放射電力 (送信機から空中線に供給される尖頭電力と与えられた方向における空中線の相対利得との積の値をいう。) は、五〇ミリワット (許容偏差は (±) 三デシベルとする。) であること。
 - (三) 一一・四 MHz から一一・六 MHz までの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、別図第一号に示す曲線の値とする。

三 設備規則第四十五条の第二項の衛星非常用位置指示無線標識は、第一項各号 (第二号を除く。) 及び第二項各号に掲げる条件に適合すること。

四 設備規則第四十五条の第二項の衛星非常用位置指示無線標識は、第一項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。

- 1 送信周波数は、外部から容易に変更できないものであること。
- 2 空中線電力は、一ワット (許容偏差は、(一) 三デシベルから (十) 一デシベルまでとする。) であること。
- 3 給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力は、基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値を許容値とする。
- 4 送信する時間間隔は、別図第二号のとおりであること。
- 5 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
 - (一) 構成は、別表第二号及び別図第三号のとおりであること。
 - (二) 誤り検出符号は BCH 符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G(X) = 1 + X^4 + X^5 + X^6 + X^7 + X^8 + X^9 + X^{10} + X^{11} + X^{12} + X^{13} + X^{14} + X^{15} + X^{16} + X^{17} + X^{18} + X^{19} + X^{20} + X^{21} + X^{22} + X^{23} + X^{24} + X^{25} + X^{26} + X^{27} + X^{28} + X^{29} + X^{30} + X^{31} + X^{32} + X^{33} + X^{34} + X^{35} + X^{36} + X^{37} + X^{38} + X^{39} + X^{40}$$
 - (三) 周波数偏移が正の値である場合を「1」、負の値である場合を「0」とするものとする。
 - (四) 空中線の軸比は、仰角〇度から九〇度までの範囲に於いて五デシベル以上であること。

1 平成八年郵政省告示第五百七十一号附則第二項の規定の適用がある衛星非常用位置指示無線標識の技術的條件については、この告示の施行後における、その設置が継続する限り、なお従前の例によるものとする。

2 平成八年郵政省告示第五百七十一号附則第三項の規定により型式決定の合格機器とみなされた衛星非常用位置指示無線標識は、この告示の施行後における、その設置が継続する限り、合格機器とみなす。

別表第一号 信号の構成

無変調波 160ミリ秒	同期符号(4)	通報形式の 区分(注2)	識別表示の 種類(1)	識別表示(例) 注3	誤り検出符 号(2)	通報 (6) 注4 (2) 注5
	注1					

() 内の数字はビット数である。
注1 同期符号は、ビット同期信号「1111111111111111」とフレーム同期信号「000101111」の構成であること。

- 1 自己診断モードで送信する場合のフレーム同期信号は、「011010000」であること。
- 2 通報形式の区分を「1」としたときは、通報に注5の32ビットを追加すること。
- 3 識別表示は、次のとおりであること。

(1) 識別表示の種類が「0」の場合

内	容	ビットの位置
MID		1~10
船舶局識別のうち、MIDを除く6けたの数字(*)		11~30
緯度 (度)		31~37
緯度 (分)		38~43
北緯：0、南緯：1		44
経度 (度)		45~52
経度 (分)		53~58
東経：0、西経：1		59

* 無線通信規則第十九条に規定する海上識別数字 (MID) 及び船舶識別とする。

(2) 識別表示の種類が「1」の場合

内	容	ビットの位置
MID		1~10
データの種別		11~13
データ (*)		14~57
誘導装置の種類	誘導装置なし	: 00
	121.5MHzの送信機を有する	: 01
	9GHz帯レーダトランスポンダを有する	: 10
	その他の誘導装置を有する	: 11

* データの種類が「010」の場合

- (ア) 14番目から49番目までのビットはコールサインを表す。ただし、すべてのけたが数字の場合は、MIDの下6けたとして解釈すること。
- (イ) 50番目から55番目までのビットは、同一船舶の衛星非常用位置指示無線標識 (以下「PEIRB」という。) を識別する数字のために使用すること。
- (ウ) 56番目から57番目までのビットは、「00」を入れること。
- (エ) 文字、数字は次の変換表により、6ビットのコードに変換すること。

文字	コード	文字	コード
A	111000	U	111100
B	110011	V	101111
C	101110	W	111001
D	110010	X	110111
E	110000	Y	110101
F	110110	Z	110001

G	101011	空白	100100
H	100101	—	011000
I	101100	/	010111
J	111010	1	011101
K	111110	2	011001
L	101001	3	010000
M	100111	4	001010
N	100110	5	000001
O	100011	6	010101
P	101101	7	011100
Q	111101	8	001100
R	101010	9	000011
S	110100	0	001101
T	100001		

コードは、左がMSB (最上位ビット) で、右がLSB (最下位ビット) であること。

イ データの種類が「011」の場合

(ウ) 14番目から17番目までのビットは、次のコードによりEPIRBの種類を示すこと。

0100 : 海上で使用
1000 : 生存艇で使用

(イ) 18番目から37番目までのビットは、シリアル番号のために使用すること。
4 通報のビットは、次のとおりであること。

ビットの位置	内	容
1	0 : 3番目から6番目までのビットを下記以外に使用 1 : 3番目から6番目までのビットを上記以外に使用	
2	0 : EPIRBが手動起動型であることを示す。 1 : EPIRBが手動及び自動起動型であることを示す。	
3~6	遭難の種類 (1番目のビットが「1」の場合)	0001 : 火災又は爆発 0010 : 浸水 0011 : 衝突 0100 : 座礁 0101 : 傾斜及び転覆の危険 0110 : 沈没 0111 : 操船不能で漂流 0000 : その他の遭難 1000 : 船体放棄 1111 : 試験

5 通報の32ビットは、次のとおりであること。

(1) 識別表示の種類が「0」の場合

ビットの位置	内	容
1~9	針路 (度)	
10~14	速度 (ノット)	
15~17	曜日 (例 : 000 = 日曜日)	
18~22	時間 (24時間表示)	
23~27	分 (2分ごと)	
28~32	付加機能	

(2) 識別表示の種類が「1」の場合

ビットの位置	内	容
1~2	「00」	
3~9	緯度 (度)	
10~15	緯度 (分)	
16	北緯 : 0、南緯 : 1	
17~24	経度 (度)	
25~30	経度 (分)	
31	東経 : 0、西経 : 1	
32	1番目から31番目までのビットの偶数/パリティ	

別表第二号 送信信号の構成

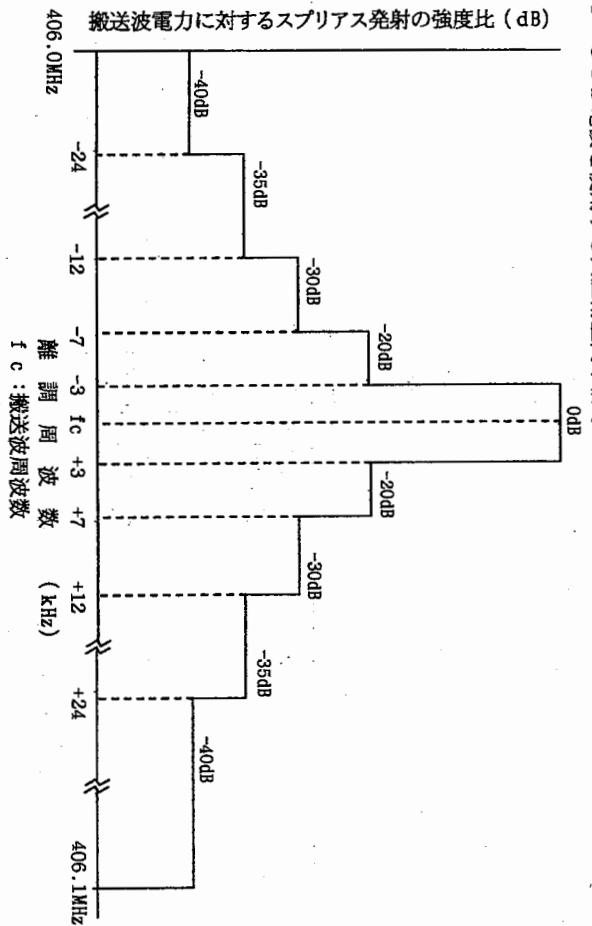
同期符号	20ビット	船泊局識別	1110 1101 1110 0000
自局の識別表示	30ビット	範囲 : 0-999999999	
遭難の位置	1ビット	経度 (東経、西経) 表示 0 : 東 1 : 西	
	1ビット	緯度 (北緯、南緯) 表示 0 : 北 1 : 南	
	8ビット	経度 (度) 範囲 : 0-180	
	6ビット	経度 (分) 範囲 : 0-60	
	7ビット	緯度 (度) 範囲 : 0-90	
	6ビット	緯度 (分) 範囲 : 0-60	

通報		針路(度)
9ビット	範囲：0-360	
5ビット	位置更新時刻(時(協定世界時))	
	範囲：0-24	
6ビット	位置更新時刻(分)	
	範囲：0-60	
5ビット	起動時刻(時(協定世界時))	
	範囲：0-24	
6ビット	起動時刻(分)	
	範囲：0-60	
6ビット	速度(ノット)	
	範囲：0-63	
遭難の種類	4ビット	遭難の状況(注)
誤り検定符号	40ビット	

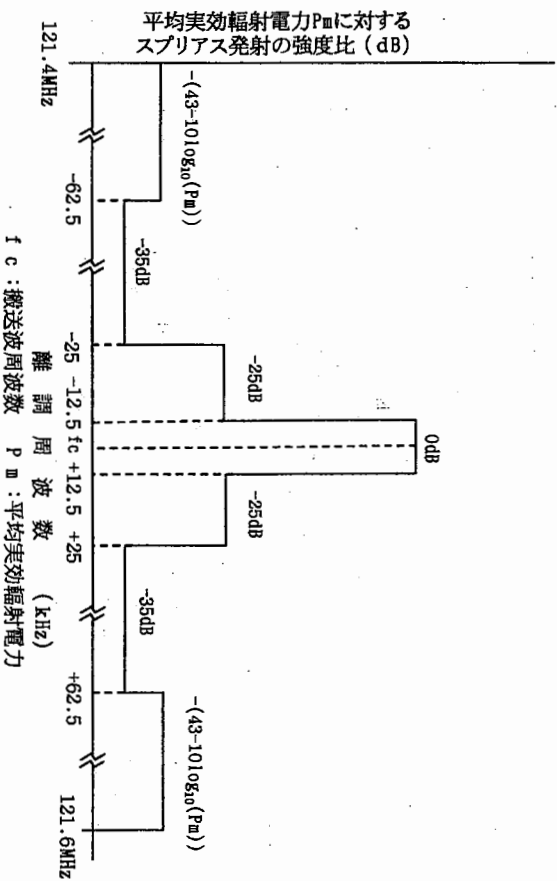
注 遭難の状況

2進コード	遭難の状況
0001	火災又は爆発
0010	浸水
0011	衝突
0100	座礁
0101	傾斜及び転覆の危険
0110	沈没
0111	操船不能で漂流
0000	その他の遭難
1000	船体放棄
1111	試験(動作の確認のために送信を要求された場合に限る。)

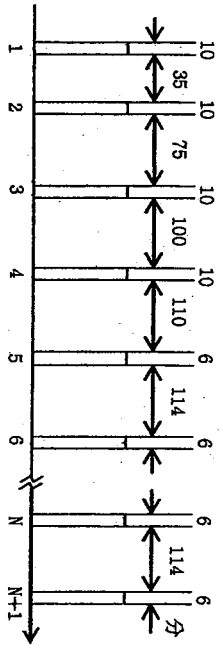
別図第一号 スプリアス発射の強度の許容値
1 G1B電波を使用する人工衛星向け信号



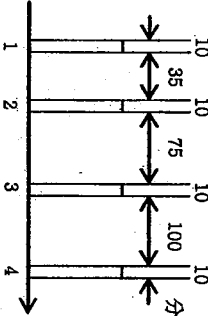
2 A3X電波を使用する航空機向けホーミング信号



別図第二号 送信する時間間隔



2 1以外の場合



注 送信される各時間において、1,644.3MHzから1,644.5MHzまでの周波数帯の…の周波数の電波及び1,645.8MHzまでの周波数帯の…の周波数の電波が、自動的に切り替わって送信されること。

別図第三号 送信信号の構成例

111010111000100000	010010101110011011000010100001	1	0	01110111	010011	0100111	001000
同期符号 (20ビット)	船舶局識別 (30ビット) *314159265*	半球表示(東/西) 半球表示(北/南)	緯度 119°	分 (8ビット)	度 (6ビット)	分 (7ビット)	度 (8ビット)
			緯度 19°			分 (7ビット)	度 (8ビット)
			緯度 39°			分 (8ビット)	度 00°

100000100	01010	101100	01100	010100	010000	0110	1.....(FEC).....0
針路 (9ビット)	時 (5ビット)	分 (6ビット)	時 (5ビット)	時 (5ビット)	速度 (ノット) (7ビット)	運動の状 況 (4ビット)	誤り検定符号 (40ビット)
30.0°	位置更新時刻 10時	44分	10時	10時	16ノット	決波	

○総務省告示第十二百二十六号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十九条の二十四第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
 なお、平成八年郵政省告示第七十二号(インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。
 平成十七年十月二十一日
 総務大臣 麻生 太郎

- 第一 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットA型の無線設備
 - 一 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する携帯基地地球局から放射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによって、自動的に選択されるものであること。
 - 二 等価等方輻射電力は、三六デシベル(二ワットを○デシベルとする。)であること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
- 第二 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備
 - 一 第一の一の条件に適合すること。
 - 二 等価等方輻射電力は、天頂を九〇度とした仰角が一五度以上において、五・五デシベル(二ワットを○デシベルとする。)以上であること。また、いかなる方向においても一六デシベル(二ワットを○デシベルとする。)を超えてはならない。
- 第三 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の無線設備
 - 一 第一の一の条件に適合すること。
 - 二 等価等方輻射電力は、二五デシベル、二九デシベル又は三三デシベル(いずれも二ワットを○デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
- 第四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備
 - 一 第一の一の条件に適合すること。
 - 二 等価等方輻射電力は、一九デシベル又は二五デシベル(二ワットを○デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、次のとおりであること。
- 第五 空中線の衛星指向仰角が二〇度以上の場合には、(一)三デシベルから(十)二デシベルまでの範囲とする。
- 第六 空中線の衛星指向仰角が二〇度未満の場合には、(一)三デシベルから(十)三デシベルまでの範囲とする。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
無線高速データによる通信を行う場合	一九デシベル、二二デシベル、二三デシベル又は二五デシベル(いずれも二ワットを○デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。